



## 民法の改正案が発表されました

法制審議会の民法部会が 8 月 26 日、民法の債権に関する規定の抜本改正案を大筋で了承しました。来年 2 月の法制審への答申を経た後、改正案が通常国会に提出されます。

今回変わるのは民法の主に契約に関する部分で、一般に「債権法」と呼ばれる部分となります。民法は 1896 年制定されてから 120 年近く経て今回が初めての大改正となります。

改正は約 200 項目に及ぶもので、ポイントは時代の変化への対応と消費者・中小企業の保護の強化です。

### 改正案の主な項目

1. **法定利率** ～ 法定利率を年 3% に引き下げた上で変動制(\*)を導入

\*銀行の短期貸付利率を基に計算され、3 年ごとに見直すとなっています。

低金利時代に対応するため、借入金や損害賠償金の計算に適用される法定利率が年 5% から年 3% に引き下げられます。

2. **連帯保証** ～ 個人は原則禁止

中小企業が融資を受ける際に求められる「連帯保証」については、**個人が保証人になることを原則禁止**としています。ただし、貸し渋りを招くとの経済団体の意見を取り入れ、契約前に債務を履行する意思を表示

した公正証書を作成すれば保証人になることができるようです。さらに①取締役、②支配株主、③共同事業者、④事業に従事する配偶者はこれまで通り保証人になれる例外も認めています。

3. **時効** ～ 時効を 5 年に統一

業種ごとに定められていた債権の短期消滅時効は分かりにくいとの批判が多いため、業種別の短期消滅時効を廃止し、業種を問わず**債権者が請求をできることを知った時から 5 年**となります。ただし、債権者が請求をできる時から 10 年という原則は残ります。

### 4. 賃貸契約の敷金や現状回復義務について明文化

貸家などの賃貸契約が終了した際に借り主に戻ってくる「敷金」については、これまで民法上の規定がありませんでした。改正案では「家賃などの担保」と定義し、契約終了後に部屋を引き渡したときに返還義務が発生するとしています。

原状回復については、借り主は通常の使用による傷みや経年変化を修理しなくてよいことも明記され、トラブルが多い家主側との交渉の目安が示されるようになります。



以上、改正案のポイントを紹介いたしました。法律が改正されましたら改めて詳細をお伝えいたします。

## 経営者保証に関するガイドライン

中小企業や小規模事業者等が金融機関から融資を受ける際の、経営者による個人保証「経営者保証」を外せる目安を示した「経営者保証に関するガイドライン」が今年2月から適用になっています。

前記のとおり民法改正案に個人の連帯保証は原則禁止と謳われたこともあり、このガイドラインにより「経営者保証を外すための3つのポイント」をご説明いたします。

### ◎経営者保証を外す3つのポイント

#### ～ 経営者保証を外すための必要条件

#### (1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めることが必要です。

具体的には、

- 法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産は経営者の個人所有とはせず、法人所有とすること
- 事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わないこと
- 個人として消費した費用（飲食代等）に



ついて法人の経費処理としないこと

#### (2) 財務基盤の強化

経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、（法人の）財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化することが必要です。

具体的には、

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること
- 業績はやや不安定ではあるものの、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断し得ること
- 内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高いこと

#### (3) 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する必要があります。

具体的には、

- 貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を提出すること
- 期中の財務状況を確認するため、年に1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告をすること